

4

第4編

周辺知識

学習の内容

第1章 損害賠償に関する基礎知識

第2章 関係法令



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 損害賠償に関する基礎知識

デジタルテキスト 261

他人の行為によって、生命または身体を害されたり、財物を害されたりした場合、被害者は財産的・精神的不利益（損害）を受けることになります。

他人の行為によって、このような損害が発生した場合、その損害を補償することによって損害がないのと同じ状態にすることを損害賠償といいます。

本章では、自動車事故による損害賠償について説明します。

4 1 -1 賠償義務者と賠償請求権者

第1節の
学習時間およそ
12分

(1) 賠償義務者

損害賠償における賠償義務者または賠償請求権者は次のとおりです。

① 人身事故の場合

a. 自賠法と民法

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりした場合の損害賠償責任は、自賠法（自動車損害賠償保障法）および民法の規定によります。

自動車による人身事故では、まず民法の特別法である自賠法の規定が適用され、自賠法が適用されない場合、または自賠法に規定のない事項については、一般法である民法の規定が適用されます。

b. 無過失責任主義

民法では、故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるとし、原則として、加害者側に故意または過失があったことを、被害者側が立証しなければならないという「過失責任主義」をとっています。

これに対し、自賠法では、被害者救済のため、加害者側が法律で定める一定条件を立証できない限り賠償責任を負うとする実質的な「無過失責任主義」をとるとともに、更に賠償義務者として「運行供用者」という概念を取り入れ、民法より賠償義務者の範囲を拡大しています。



デジタルテキスト 262

② 物損事故の場合

自動車による物損事故の賠償責任では、自賠法は適用されず、民法の不法行為に関する規定が適用されます（民法第709条、第715条等）。



③ 賠償義務者の範囲

a. 運行供用者（人身事故の場合のみ）

自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者）は、その運行によって他人の生命または身体を害した場合は、これによって生じた損害賠償責任を負います（自賠法第3条）。

b. 加害行為者（運転者）

加害車両の運転者（運転補助者を含みます）は、直接の不法行為者として民法第709条に基づき損害賠償責任を負います。

人身事故の場合は、運転者がオーナードライバーであれば、運転者は自賠法第3条に基づき運行供用者責任も負います。

c. 運転者の使用者（雇い主）

(a) 加害車両の運行が使用者（雇い主）の業務中になされた人身事故の場合は、その使用者は、運行供用者責任と使用者等の責任を負います（自賠法第3条、民法第715条）。

(b) 物損事故の場合は、その使用者は、使用者等の責任を負います（民法第715条）。



参考

自賠法第3条（自動車損害賠償責任）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。



参考

民法第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

d. 代理監督者

使用者（雇い主）に代わって加害運転者を直接指揮監督していた者（営業所長、工場長など）は、代理監督者として損害賠償責任を負います（民法第715条第2項）。

e. 加害者の親権者

加害者が責任能力のない未成年者の場合は、親が親権者としての損害賠償責任を負います（民法第712条、第714条）。

f. 共同不法行為者

- (a) 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負います（民法第719条第1項）。
- (b) 被害者は、共同不法行為者の誰に対しても、損害の全部または一部を請求できます（民法第436条）。ただし、いずれかの者から損害賠償を受けたときは、その限度において、重ねて他の不法行為者に対して損害賠償請求することはできません。



参考

民法第715条（使用者等の責任）

- ① ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。



参考

民法第712条（責任能力）

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足る知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

民法第713条（責任能力）

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

民法第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）

- ① 前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(2) 賠償請求権者

それぞれの事故に応じて、次の者が賠償請求権者となります。



① 傷害事故の場合



② 死亡事故の場合



③ 物損事故の場合

デジタルテキスト 266

① 傷害事故の場合

被害者本人 **▲注1**

② 死亡事故の場合

- a. 相続人（死亡者の逸失利益・慰謝料などの請求）（後記（3）①相続人と相続順位参照）
- b. 被害者の父母・配偶者・子 **▲注2**
- c. 被害者に扶養されていた者で相続人とならなかった者（内縁の妻など）
- d. 葬儀費や死亡までの治療費を立替払した遺族
- e. 被害者である使用人に死亡に至るまでの休業中の給与を立替払した使用者

③ 物損事故の場合

- a. 財物の所有者
- b. 財物の正当な利用権者

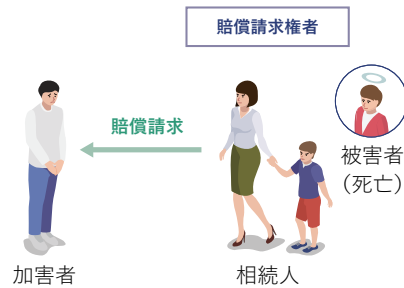
▲注1 治療費などを支払った近親者や被害者である使用人に休業中の給与を立替払した使用者などは、被害者本人ではなくても請求できます。

▲注2 被害者の死亡によって精神的苦痛を被ったその他の遺族にも、慰謝料の請求が認められることがあります。

デジタルテキスト 267

(3) 相続

自動車による死亡事故の場合、相続人が賠償請求権者となります。相続に関する基本的な事項は次のとおりです。 **▲注**



① 相続人と相続順位

② 相続分

③ 遺産分割

▲注 自動車事故で加害者が死亡してしまった場合は、相続人が賠償義務者となります。死亡事故の加害者が負うべき損害賠償責任は相続人に相続され、例えば、死亡した加害者に妻と子どもがいる場合は、それぞれ2分の1ずつ損害賠償についても相続することになります。

① 相続人と相続順位

相続人（法定相続人）には、被相続人の配偶者（内縁を含みません）であることによって常に相続人となる「配偶者相続人」と、被相続人と一定範囲の血族であることによって相続人の資格を持つ「血族相続人」とがあります。このうち、血族相続人には相続に順位があり、第1順位者は子（または代襲相続人）、第2順位者は直系尊属、第3順位者は兄弟姉妹（または代襲相続人）で、先順位の者がいる場合は、後順位の者は相続人にはなりません。

a. 被相続人に配偶者がいる場合は、その配偶者は常に相続人となります。	被相続人 配偶者
b. 被相続人に子があれば、配偶者とともに第1順位で子が相続人となります。 また、子が相続開始以前に死亡していて、その子に子（被相続人からみて孫）がいれば、孫がその親（被相続人の子）の分を代わって相続します（代襲相続）。	被相続人 配偶者 子 ×子 — 孫 (代襲相続) 子
c. 被相続人に子がない場合は、配偶者とともに、第2順位として被相続人の父母（直系尊属）も相続人となります。 また、父母がない場合は、祖父母等の親等の最も近い直系尊属が相続人となります。	被相続人 配偶者 父 母 ×子 ×子
d. 被相続人に子も父母（祖父母等の直系尊属を含む）もない場合は、配偶者とともに、第3順位として被相続人の兄弟姉妹も相続人となります。 また、兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していて、その者に子（被相続人からみて甥・姪）がいれば、甥・姪がその親（被相続人の兄弟姉妹）の分を代わって相続します（代襲相続）。	被相続人 配偶者 ×父 ×母 ×兄弟 — 甥・姪 (代襲相続) 姉妹 ×子 ×子

▲注

▲注

前記の表のうち、 で囲んだ者が相続人となる地位を示します。

また、「×子」等で表示した者は、死亡等の理由で相続人の地位にないことを示します。

② 相続分

相続人が複数いる場合、相続財産はひとまず相続人の共有に属し、相続人は相続分に応じて被相続人の権利義務を継承します。相続分は、まず、被相続人の最終意思である「遺言」による指定（指定相続分）によって決まり、遺言がない場合には、次のとおり民法の定める法定相続分によることになります。

相続人	法定相続分	
配偶者および子	配偶者 2 分の 1	子 2 分の 1
配偶者および直系尊属	配偶者 3 分の 2	直系尊属 3 分の 1
配偶者および兄弟姉妹	配偶者 4 分の 3	兄弟姉妹 4 分の 1

③ 遺産分割

相続財産を最終的に相続人で分ける手続きを遺産分割といいます。遺産分割には、被相続人の遺言による指定分割と、共同相続人全員の協議で決める協議分割があります。 **▲注**

▲注 遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所を通じた調停分割や審判分割による遺産分割が行われることもあります。



(1) 損害賠償の範囲

加害者が賠償すべき損害の範囲は、通常、一般に予想できる範囲内の損害（事故と相当因果関係のある損害）に限られます。

事故の種類	損害の分類		損害の内容
人身事故の場合	財産的損害	積極的損害 (被害者が現実に出を余儀なくされた損害)	・治療関係費 (診察料、入院料、手術料、通院費、看護料など) ・葬儀関係費 など
		消極的損害 (得べかりし利益)	・治療期間中の休業損害 ・後遺障害による将来の逸失利益 ・死亡による将来の逸失利益
	精神的損害（慰謝料）		・被害者の肉体的、精神的苦痛を慰謝するもの 死亡の場合、被害者の父母・配偶者・子は、それぞれ固有の慰謝料請求権を持ちます。
物損事故の場合	直接損害		・被害を受けた財物そのものの損害 車両修理費・建物修理費 など
	間接損害		・休車損害、代車費用、商店等の営業損失 など

デジタルテキスト 271

(2) 過失相殺

損害賠償額の算定にあたっては、被害者の過失を考慮して損害賠償額を調整する「過失相殺」を行います。

① 過失相殺

過失相殺とは、被害者にも過失がある場合、社会通念上公平の見地から加害者の損害賠償額の算定にあたり、被害者の損害額から、被害者の過失部分を控除することをいいます（民法第722条第2項）。**注**

② 過失割合

過失割合は、例えば、交通事故の場合には、道路状況や法令遵守状況、相手が歩行者か否か、事故を予防すべく注意して行動したかどうか等の諸要素を勘案して判断します。

自動車保険においては、交通事故などの民事判例を参考にして、公正妥当な過失割合が定められます。実務上は、裁判所で用いられている認定基準を保険会社でも参考にしています。

注 過失相殺とは性格を異にしますが、損害賠償額の減額または損害賠償請求権の行使が制限される場合として、自賠責保険における減額（①重大な過失による減額、②因果関係の有無の判断が困難な場合の減額）規定があります。

デジタルテキスト 272

参考 過失割合の具体例

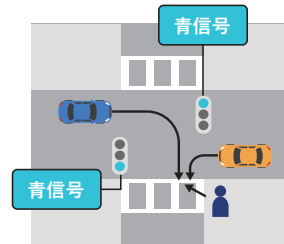
自動車と歩行者の事故の場合（信号のある交差点の横断歩道上）

ケース1

自動車も歩行者もともに青信号
（自動車は青信号で右左折・歩行者は青信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：0
自動車の過失：100

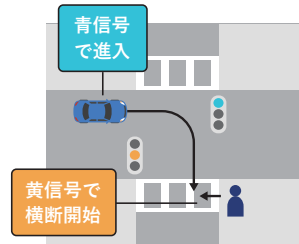


ケース2

自動車は青信号、歩行者は黄信号
（自動車が青信号で交差点に進入・歩行者が黄信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：30
自動車の過失：70

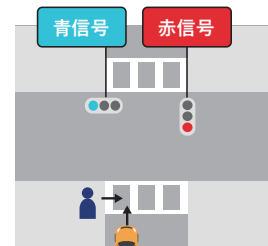


ケース3

自動車は青信号、歩行者は赤信号
（自動車が青信号で交差点に進入・歩行者が赤信号で横断開始）

過失割合の基本

歩行者の過失：70
自動車の過失：30



自動車同士の事故の場合（信号のない同幅員の交差点で直進車同士）

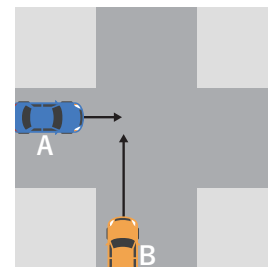
* 交差点では左方車優先

ケース1

直進車Aと直進車Bがともに減速をしなかった場合

過失割合の基本

直進車A：40（B車から見て左方）
直進車B：60（A車から見て右方）



ケース2

直進車Aが減速をせず、直進車Bが減速をした場合

過失割合の基本

直進車A：60（B車から見て左方）
直進車B：40（A車から見て右方）

ケース3

直進車Aが減速をして、直進車Bが減速をしなかった場合

過失割合の基本

直進車A：20（B車から見て左方）
直進車B：80（A車から見て右方）



参考

素因減額（素因減責）

交通事故などの不法行為により発生した損害賠償額の算定にあたり、過失相殺のほかに素因減額（素因減責）が適用されることがあります。

素因減額（素因減責）とは、損害の発生または拡大に被害者の素因（心因的要因（注1）または体質的要因（注2））が寄与していると認められた場合に、被害者の素因をしんしゃくして加害者の損害賠償額を減額することをいい、過失相殺と同様、当事者間での公平な損害賠償の分担という考え方によるものです。

（注1）心因的要因とは、被害者の心理的、精神的、人格的な要因をいいます。

（注2）体質的要因とは、被害者の既往症や疾患などの要因をいいます。判例では、体質的要因が疾患に至らない身体的特徴にとどまる場合は、特段の事情がなければ、素因減額（素因減責）は認められないとしています。

デジタルテキスト 272

（3）請求権の時効

損害賠償の請求権は、一定の期間内に行使しないと、時効により消滅します。

① 損害賠償請求権

不法行為による民法上の損害賠償請求権は、次の場合、時効によって消滅します（民法第724条）。

- a. 被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないとき
- b. 不法行為の時から20年間行使しないとき

なお、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、上記 a は5年間となります（民法第724条の2）。

② 保険金請求権

対人・対物賠償責任保険の保険金請求権は、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が示談、和解・調停・判決などにより確定した時に発生し、その翌日から起算して3年が経過した場合は、時効によって消滅します（P.117参照）。

デジタルテキスト 273

③ 時効の完成猶予と更新

時効の完成（消滅）すべき時が到来しても、それまでに権利行使の意思が明らかになったと認められる一定事由 **注1** がある場合には、時効の完成は猶予され、その事由が終了するまでの間は、完成しません（民法第147条第1項）。これを「時効の完成猶予」といいます。

また、時効の完成が猶予された場合において、権利の存在が確たるものとして認められる一定事由 **注2** があるときは、それまで進行してきた時効期間の経過が無意味なものとなり、時効は更新され、時効期間はその時から新たに進行を始めます（民法第147条第2項）。これを「時効の更新」といいます。

損害賠償請求および保険金請求についても、これらのいずれかの事由に該当する場合は、時効の完成猶予または更新が適用されることになります。

なお、政府の自動車損害賠償保障事業への請求については、時効の完成猶予および更新は認められていません。

注1 完成猶予の事由には、裁判上の請求等、強制執行等、仮差押え等、催告、協議を行う旨の合意などがあります（民法第147条～第151条）。

注2 更新の事由には、裁判上の請求等による権利の確定、強制執行等の終了、加害者の債務の承認などがあります（民法第147条、第148条、第152条）。

デジタルテキスト 274

(4) 損害賠償と社会保険

交通事故の被害者は、加害者に対して民法の不法行為に基づく損害賠償請求権を持つとともに、自賠責保険に対する損害賠償額の請求権および社会保険に対する保険給付請求権を同時に行使できます。

なお、社会保険の保険給付が先に行われた場合には、政府は、保険給付額について自賠責保険に対し求償を行います。また、自賠責保険の支払いが先に行われた場合には、自賠責保険で支払われる額に対しては、社会保険の保険給付は行わないことになります。



参考

損害賠償と労災保険

労災保険の保険給付は、業務上の災害（工作中的の負傷・病気・死亡等）によって生じた損失のてん補を目的としています。一方、民法上の損害賠償は、加害者の不法行為によって生じた損失のてん補を目的としています。

そこで、労災保険では、第三者行為災害の場合には、責任負担の公平を期すためと重複てん補を避けるために、次のように、特に調整のための規定を置いています。

- a. 加害者の不法行為による業務上の災害について、被災労働者またはその遺族に対し労災保険給付を行った場合、政府は、被災者またはその遺族が加害者に対して有している損害賠償の請求権を代位取得して、加害者に対してその権利を行使します。
- b. 被災労働者または遺族が第三者より損害賠償を受けた場合には、労災保険では、その価額の限度で保険給付を行いません。

上記によって損害賠償と保険給付の調整が行われますが、いずれの場合にも、調整の対象となるのは、保険給付と同一の事由に基づく損害賠償額であり、精神的損害に対して支払われた慰謝料や物的損害に対する賠償などは対象となりません。

デジタルテキスト 275

4 1 -3 損害賠償の解決方法

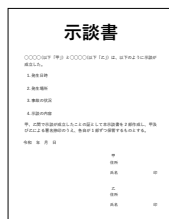
第3節の
学習時間およそ
6分

(1) 示談

損害賠償の解決方法には、次のものがあります。

示談は、被害者と加害者とは互いに歩み寄って、話し合いで賠償額や賠償金の支払方法を定め、円滑に解決を図る方法です。簡便で費用もかからないため、交通事故のほとんどが示談によって解決されています。

なお、示談は、互いの口頭の意思表示だけでも有効ですが、後日の紛争を避けるために、示談書を取り交わす必要があります。



デジタルテキスト 276

(2) 調停

調停とは、公的機関（原則として、相手方の居住する地区の簡易裁判所に申し立てます）を利用して、当事者が互いに譲歩して解決する民事上の手続きをいいます（民事調停法第1条、第3条）。ここで作成される調停調書は、裁判上の和解と同一の効力を有します（民事調停法第16条）。



デジタルテキスト 277

(3) 裁判上の和解

裁判上の和解は、次のとおり「訴え提起前の和解（即決和解）」と「訴訟上の和解」に大別されます。

① 訴え提起前の和解（即決和解）

訴え提起前の和解（即決和解）は、民事上の紛争について訴訟を提起する前に、当事者が簡易裁判所に和解の申立てを行い、紛争を解決する方法です（民事訴訟法第275条）。ここで作成される和解調書は、確定判決と同一の効力を有します（民事訴訟法第267条）。

② 訴訟上の和解

当事者間で話し合いが見つからない場合は、訴訟（裁判）で争うことになりますが、訴訟となっても必ず判決が下されとは限らず、裁判官が和解の勧告を試みることができ（民事訴訟法第89条第1項）、これを「訴訟上の和解」といいます。ここで和解が成立すると和解調書が作成され、確定判決と同一の効力を有します（民事訴訟法第267条）。

(4) 訴訟（裁判）

訴訟（裁判）は、裁判官が法廷で当事者双方の主張を確認し、証拠に基づいた事実認定を行うなどして最終的には判決によって解決を図る方法です。ここで最後まで当事者間で妥協が見られない場合は、判決に従うことになります。

なお、判決に不服の場合は、上訴することができます。



参考 指定紛争解決機関等による紛争解決

① そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

金融ADR制度（注1）の発足に伴い、国の指定を受けて損保協会内に設置された損害保険に関する紛争解決機関です（注2）。同センターでは、顧客から損害保険に関する苦情や紛争解決の申立てを受けて、専門知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から解決の手続きを行っています。

（注1）ADRとは、裁判外紛争解決手続のことをいい、英語のAlternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略称です。金融ADR制度とは、わが国の金融分野における裁判外紛争解決制度をいい、一定の要件を満たす苦情または紛争解決業務を行う機関が、銀行、保険、証券等の業種ごとに主務大臣の指定を受けて指定紛争解決機関となっています。

（注2）同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、損保協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関するものに限られています。

なお、損害保険に関連する指定紛争解決機関には、同センターのほかに、主として外国損害保険協会会員を対象とした「保険オンブズマン」があります。

② 交通事故紛争処理センター

自動車事故の被害者と、加害者が契約している損害保険会社または共済組合（以下「保険会社等」といいます）との示談を巡る紛争を解決するため、紛争に関する相談、和解のあっせん、審査会による審査を行う機関です。同センターを通して保険会社等が当事者から申立てを受けた場合、その保険会社等は、同センターの審査会の裁定を尊重するとされています。

③ 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険および自賠責共済に関する紛争を解決するために公正・中立的な判断を行う機関（注）です。同機構では、申請者からの申請に基づき紛争処理委員による書面審査を行います。普通保険約款の中で、保険者（保険会社等）は、同機構による調停を尊重する旨が定められており、同機構での審査結果が尊重されています。

（注）同機構は、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関として、国土交通大臣および金融庁長官の指定を受けて設立されました。

④ 日弁連交通事故相談センター

自動車事故に関する法律相談、示談あっせんおよび審査を弁護士が行う機関です。同センターが行う示談あっせんは、当事者双方に示談を強要するものではないため、当事者の一方が合意することを拒否すれば、原則として、その時点で同センターによる示談あっせんは終了します。

第2章 関係法令

デジタルテキスト 280

自動車保険を扱うにあたって、関連の深い法令があります。それらの法令を遵守するとともに、しっかりと理解することが重要となります。

4 2 -1 道路交通法

第1節の
学習時間およそ
3分

(1) 道路交通法の目的

道路交通の基本的ルールを確立するとともに、違反行為に対する罰則と、反則行為に関する処理手続きを定めるものとして、1960（昭和35）年6月に道路交通法が制定されました。その後、道路交通を巡る最新の情報に対応し、都度改正が行われています。

この法律は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資すること」を目的としています（道路交通法第1条）。

デジタルテキスト 281

(2) 道路交通法における自動車運行の主な遵守義務

道路交通法では、自動車運行に関して次のような義務が課されており、守られない場合は違反行為となり、罰則があります。

① 他の車両に追いつかれた車両の義務

② 車両等の灯火義務

③ 運転者の遵守義務

デジタルテキスト 282

① 他の車両に追いつかれた車両の義務

車両は、最高速度が高い車両に追いつかれた場合は、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはなりません。

また、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、できる限り道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らなければなりません（道路交通法第27条）。

デジタルテキスト 283

② 車両等の灯火義務

車両等は、夜間、道路にあるときは、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければなりません（トンネルの中等においては、夜間以外の時間にあっても、灯火をつけなければなりません）。

その際、他の車両等と行き違う場合または他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければなりません（道路交通法第52条、道路交通法施行令第19条）。

デジタルテキスト 284

③ 運転者の遵守義務

安全を確認しないで、ドアを開き、または車両等から降りないようにし、およびその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講じなければなりません（道路交通法第71条第1項第4号の3）。

デジタルテキスト 285



(1) 道路運送車両法の目的

自動車、原動機付自転車、軽車両の道路運送車両の登録・保安基準・点検・整備・検査などについて定めた道路運送車両法は、1951（昭和26）年6月に制定されました。

この法律は、「道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること」を目的としています（道路運送車両法第1条）。

デジタルテキスト 286

(2) 道路運送車両法の概要

この法律は、自動車の安全性を確保して、その適正な使用を期するため自動車の登録と検査の制度を設けるとともに、自動車の整備および整備事業等について規定しています。主な内容は、次のとおりです。

① 所有権の公証のための登録に関する規定

自動車を一台ごとに検査・登録する制度を採用した結果、次の効果が得られます。

- ・自動車使用の実態が把握できる
- ・自動車盗難の予防に役立つ
- ・車両保安確保の手段となる

注1

② 安全性を確保し、公害を防止するための製作と使用に関する保安上および公害防止上の技術基準

③ 保安基準に適合するよう維持するための定期点検整備、整備管理者の選任など自主的整備の規定

④ 国が行う車両検査の方法、自動車検査証の有効期間などに関する事項

自賠責保険契約の締結の確認や自動車税、自動車重量税の徴収に活用されるなどの機能を果たしています。

⑤ 軽自動車の検査業務を行う軽自動車検査協会の設置および管理、運営に関する事項 など

注2

注1 これらの行政上必要とする登録制度を整備し、公示方法を採用することにより、動産である自動車を不動産的扱いとし、法律上、次の登記的効果を得ることもできます。

- ・所有権の得喪について第三者対抗力を付与できる
- ・自動車抵当法が利用できる
- ・所有権留保契約付譲渡が可能となる

注2 1995（平成7）年施行の改正法で車検制度の簡素化が行われ、その後自動車のリコール制度の強化や不正改造の禁止等に関する改正がなされています。

デジタルテキスト 287



参考

自動車の登録番号標・車両番号標の根拠となる法令について

- I. 自動車の登録番号標（軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を除く）は、「自動車登録規則」（道路運送車両法、自動車登録令の規定に基づいて定められているもの）により、自動車の範囲と分類番号が定められています。

自動車登録規則（第13条第1項）

1. 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部または運輸支局を表示する文字（別表第一）
 2. 自動車の種別および用途による分類番号を表示する二字以下のアラビア数字または最初の字がアラビア数字であって、その他の字がアラビア数字もしくはローマ字もしくはこれらの組合せである三字（別表第二）
 3. 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名またはローマ字（別表第三）
 4. 四桁以下のアラビア数字
- II. 検査対象軽自動車、二輪の小型自動車の車両番号標は、「道路運送車両法施行規則」により規定されています。

道路運送車両法施行規則第36条の17（検査対象軽自動車の車両番号）（別表第二の四）（別表第二の五）

道路運送車両法施行規則第36条の18（二輪の小型自動車の車両番号）（別表第三）



(1) 道路法

自動車に関連するその他の法律を簡単にみておきます。

この法律は、「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 288

(2) 高速自動車国道法

この法律は、「高速自動車国道に関して、道路法に定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって高速自動車国道の整備を図り、自動車交通の発達に寄与すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 289

(3) 道路運送法

この法律は、「貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」を目的としたものです。

デジタルテキスト 290

2026 年 4 月版
<2026年 7 月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト（自動車保険単位）

2026 年 4 月発行

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町 2 - 9

2026.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）
受付時間：9時00分～18時00分
電話番号：03-6631-0460